



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *91 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則 (障害福祉課)
- *92 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例施行規則 (")
- *93 和歌山県知的障害者授産施設由良みのり園管理規則を廃止する規則 (")
- *94 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例施行規則 (")

○ 告示

- 1181 平成17年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防保安課)
- 1182 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 1183 生活保護法による施術機関の指定(")
- 1184 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
- 1185 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
- 1186 保安林の指定 (森林整備課)
- 1187 建設業の許可の取消し (技術調査課)
- 1188 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1189 旧道路の供用廃止 (")
- 1190 道路の区域変更 (")
- 1191 新道路の供用開始等 (")
- 1192 道路の区域変更 (")

- 1193 旧道路の供用廃止 (")
- 1194 道路の区域変更 (")
- 1195 新道路の供用開始等 (")
- 1196 道路の区域変更 (")
- 1197 新道路の供用開始等 (")
- 1198 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公安委員会告示

- 66 駐車監視員資格者講習の実施

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第91号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所定数)

第2条 県が設置する児童福祉施設(以下「児童施設」という。)の入所定数は、次のとおりとする。

種 別	名 称	入 所 定 員
母子生活支援施設	和歌山県立和歌山すみれホーム	20 世帯
	和歌山県立白浜なぎさホーム	20 世帯
知的障害児施設	和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園	30 人
知的障害児・盲ろうあ児施設	和歌山県立有功ヶ丘学園	知的障害児 100 人 盲児 10 人 ろうあ児 10 人
肢体不自由児施設	和歌山県立若竹園	40 人
重症心身障害児施設	和歌山県立南紀福祉センター南紀療育園	60 人
児童自立支援施設	和歌山県立仙溪学園	50 人

(行為の禁止等)

第3条 児童施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童施設の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は児童施設を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童施設の利用を妨げる行為をすること。

3 条例第4条に規定する指定管理者(児童自立支援施設を除く児童施設(以下「指定施設」という。)の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第6条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定施設の利用を拒否し、又は指定施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定施設の管理上支障があると認められる者

(児童施設の損傷等の届出等)

第4条 利用者は、指定施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により児童施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第6条 利用者は、指定施設の利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定

を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第7条 条例第7条の申請書の様式は、児童福祉施設指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定施設の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定施設の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 利用料金の収入の実績
 - (3) 指定施設の管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
- (準用)

第9条 第3条第2項、第4条及び第6条第1項の規定は、児童自立支援施設について準用する。この場合において、第3条第2項各号列記以外の部分中「条例第4条に規定する指定管理者(児童自立支援施設を除く児童施設(以下「指定施設」という。)の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第6条第1項において同じ。」とあるのは「知事」と、「指定施設の利用」とあるのは「児童自立支援施設の利用」と、「指定施設から」とあるのは「児童自立支援施設から」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項第5号中「指定施設」とあるのは「児童自立支援施設」と、第4条及び第6条第1項中「指定施設」とあるのは「児童自立支援施設」と

と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、児童施設の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第7条の規定の例による。

別記様式 (第 7 条関係)

児童福祉施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例第 7 条の規定により、下記児童福祉施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

(施設名)

和歌山県規則第92号

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例施行規則

規則

和歌山県知的障害者更生施設管理規則(昭和45年和歌山県

規則第92号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所定員)

第2条 県が設置する知的障害者援護施設(以下「援護施設」という。)の入所定員は、次のとおりとする。

種 別	名 称	入 所 定 員
知的障害者更生施設	和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園	160人
	和歌山県立古座あさかぜ園	70人
	和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園	50人
知的障害者授産施設	和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園	50人

(行為の禁止等)

第3条 援護施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 援護施設の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は援護施設を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、援護施設の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(援護施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第6条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は援護施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、援護施設の管理上支障があると認められる者

(援護施設の損傷等の届出等)

第4条 利用者は、援護施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指

示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により援護施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第6条 利用者は、援護施設の利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第7条 条例第7条の申請書の様式は、知的障害者援護施設指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 援護施設の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書

- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 援護施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 援護施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による援護施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、援護施設の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第70号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第7条の規定の例による。

別記様式 (第 7 条関係)

知的障害者援護施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例第 7 条の規定により、下記知的障害者援護施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

(施設名)

和歌山県規則第93号

和歌山県知的障害者授産施設由良みのり園管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県知的障害者授産施設由良みのり園管理規則を廃止する規則

和歌山県知的障害者授産施設由良みのり園管理規則(昭和57年和歌山県規則第59号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第94号

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例施行規則

を次のように定める。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例施行規則

和歌山県身体障害者療護施設南紀福祉センター管理規則(昭和55年和歌山県規則第32号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例(昭和55年和歌山県条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所定員)

第2条 県が設置する身体障害者療護施設(以下「療護施設」という。)の入所定員は、次のとおりとする。

名 称	入 所 定 員
和歌山県立南紀福祉センター牟婁あゆみ園	80人

(行為の禁止等)

第3条 療護施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 療護施設の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は療護施設を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、療護施設の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(療護施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第6条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は療護施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、療護施設の管理上支障があると認められる者

(療護施設の損傷等の届出等)

第4条 利用者は、療護施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により療護施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第6条 利用者は、療護施設の利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第7条 条例第7条の申請書の様式は、身体障害者療護施設指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 療護施設の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 療護施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 療護施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による療護施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、療護施設の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第69号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第7条の規定の例による。

別記様式 (第 7 条関係)

身体障害者療護施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例第 7 条の規定により、下記身体障害者療護施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

(施設名)

告 示

和歌山県告示第1181号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく
工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託

して次のとおり実施する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 講習の種類

講習の類別の区分は、次のとおりとする。

消火設備	警報設備	避難設備・消火器
第1類(甲・乙) 第2類(甲・乙) 第3類(甲・乙)	第4類(甲・乙) 第7類(乙)	第5類(甲・乙) 第6類(乙)

2 講習の日時及び場所

請の際希望する日を指定するものとする。

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
警報設備	平成17年 10月18日	午前9時30分 から	西牟婁振興局	田辺市朝日ヶ丘23-1
消火設備	平成17年 10月20日	午前9時30分 から	県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
消火設備	平成17年 10月21日	午前9時30分 から	同上	同上
警報設備	平成17年 11月1日	午前9時30分 から	同上	同上
警報設備	平成17年 11月2日	午前9時30分 から	同上	同上
避難設備消火器	平成17年 11月4日	午前9時30分 から	同上	同上

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円をはり付け、次項の受付期間中に次項の受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成17年10月3日(月)から同月6日(木)までの間に財団法人和歌山県消防設備保守協会、各振興局県民行政部地域行政課(海草振興局を除く。)において受け付ける。

5 受講対象者

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17に規定する者

6 講習科目及び講習時間

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせ

せること。

和歌山県告示第1182号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
那薬 65-17	ユニバーサル薬 局	那賀郡岩出町荊本 41-5	平成 17.8.1

和歌山県告示第1183号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新 柔 7-17	くろしお接骨院	新宮市池田 2-2-19	平成 17.7.29

り指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1184号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定によ

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社 新和警備	和歌山市狐島 402 ジュ ネス狐島Ⅱ 208 号室	オレンジ	御坊市藤田町藤井 2031	福祉用具貸与	平成 17.6.14

第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1185号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定によ

り指定した介護機関の変更について届出があったので、同法

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項(指定事業所の名称)		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
		旧	新			
医療法人南 労会	大阪市港区弁天 2-1-30	紀和病院在宅介 護支援センター	ケアプランセンタ ー紀和	橋本市神野々1103	居宅介護支 援	平成 17.5.1

づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1186号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定によ
り、次のように保安林の指定をする。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字川又字唐尾486の

1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施行要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 取消し年月日 平成17年8月4日

2 取消しを受けた者

(1) 商号 赤木建設

(2) 代表者氏名 倉谷実

(3) 主たる営業所の所在地 田辺市新庄町437

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-14)第11512号

3 取消しの原因となった事実

赤木建設代表倉谷実は、暴力行為等処罰に関する法律違反により田辺簡易裁判所から、罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。

和歌山県告示第1188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年8月16日

和歌山県告示第1187号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野口野上線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字下天野字丸山295番1地先から同町大字星山字大林373番1地先まで		旧	5.30 } 17.30	1,534.80	供用廃止

和歌山県告示第1189号

平成17年和歌山県告示第1188号(道路の区域変更)で告示した旧道路は、平成17年8月16日から供用を廃止する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 秋月海南線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市且来字小ノ阪1202番3地先から同市朝来字小ノ阪1412番4地先まで		旧	4.90 } 8.20	120.00	
同上		旧	18.60 } 18.80	92.40	
同上		新	18.60 } 18.80	92.40	

和歌山県告示第1191号

平成17年和歌山県告示第1190号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年8月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡野上町大字梅本字木津垣内1番地先から同町大字下佐々字下庄原1246番4地先まで		旧	2.00 } 5.80	2,842.90	供用廃止

和歌山県告示第1193号

平成17年和歌山県告示第1192号(道路の区域変更)で告示した旧道路は、平成17年8月16日から供用を廃止する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 楠本小川線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡金屋町青田鳥井田12番1地先から同町小川吉田1761番地先まで		旧	2.90 } 15.80	360.00	
同上		新	2.90 } 15.80	360.00	
有田郡金屋町青田鳥井田12番1地先から同町小川下新田783番1地先まで		新	12.90 } 81.90	1,275.00	養源寺橋 L=11.30 無名橋 L=51.00

和歌山県告示第1195号

平成17年和歌山県告示第1194号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年8月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 延 長 備 考	
		幅 員 メートル	長 備 メートル
海草郡美里町小西464番1地先から同町小西385番1地先まで	旧	5.00 } 17.70	370.00 1号仮橋 L=35.0 2号仮橋 L=65.0
同上	旧	6.50 } 23.00	250.00
同上	新	6.50 } 97.00	250.00

和歌山県告示第1197号

平成17年和歌山県告示第1196号(道路の区域変更)で告示し

第1回	1日目(講習)	平成17年9月21日(水) 午前10時40分~午後7時00分 (受付時間 午前9時50分~午前10時30分)
	2日目(講習)	平成17年9月22日(木) 午前10時40分~午後7時00分 (受付時間 午前9時50分~午前10時30分)
	3日目(考査試験)	平成17年10月1日(土) 午後2時00分~午後3時00分 (受付時間 午後1時~午後1時30分)
第2回	1日目(講習)	平成17年9月28日(水) 午前10時40分~午後7時00分 (受付時間 午前9時50分~午前10時30分)
	2日目(講習)	平成17年9月29日(水) 午前10時40分~午後7時00分 (受付時間 午前9時50分~午前10時30分)
	3日目(考査試験)	平成17年10月8日(土) 午後2時00分~午後3時00分 (受付時間 午後1時~午後1時30分)

た新道路は、平成17年8月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1198号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2834	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字那加良1051番、1052番の一部、水路の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所代表取締役井上猛	平成17年8月5日	6.02	69.079

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第66号

確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

平成17年8月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 開催期日

次表のとおり2回(1回につき3日間)行う。

(2) 開催場所(第1回及び第2回ともに同じ。)

ア 講習

和歌山市伝法橋南ノ丁7番地

和歌山市民会館 1階 市民ホール

イ 考査試験

和歌山市西1番地

交通センター 2階 第1学科試験場及び第2学科試験場

(3) 講習予定人員(第1回及び第2回ともに同じ。)

各150名

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真をちよう付すること。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真をちよう付すること。)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

(※ 写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内の居住者の場合

申込者の住居地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県以外の居住者の場合

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成17年8月22日(月)から平成17年9月9日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(5) 受講手数料

19,000円(和歌山県証紙)

(※ 講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちよう付し提出すること。現金での納付は取り扱わない。)

3 留意事項

(1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 考査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内
電話番号 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター又は和歌山県内各警察署交通課

公 告

入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成17年8月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度総集特例第2号

(2) 購入物品の名称及び数量

乳房検診車 1台

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年3月15日(水)

(5) 納入場所

財団法人和歌山県民総合健診センター

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」か「医療用器械器具」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成17年8月16日(火)から平成17年9月26日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月3日(月) 午前10時35分から

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年10月3日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければ

ならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府
調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合
がある。この場合において、調達手続の停止等があり得
る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be
purchased :
Mammography Mobile ; 1 Unit
- (2) Time limit for tender : 10 : 35 a.m. 3 October 2005
- (3) Contact point for the notice : Business Center
Division, General Affairs Department, Wakayama
Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori,
Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2291